

設計者に求める資質	No.	参加資格	資格要件			
			単体 企業	共同企業体		
				代表 構成員	構成 員	再委 託先
設計者としての 基本的資質	1	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。 (契約締結能力がない / 破産手続き中 / 暴力団と関係がある / 不正・業務妨害・虚偽の行為を行った等)				
	2	入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。				
建築士法上 必要な資格	3	一級建築士の資格を有する管理技術者を配置すること				
	4	一級建築士の資格を有する建築総合主任技術者を配置すること				
	5	構造設計一級建築士を有する構造主任技術者、設備設計一級建築士の資格を有する設備主任技術者を配置すること				
	6	一級建築士事務所登録をしていること				
長期プロジェクトを 完遂するための 財務健全性	7	東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付において、建築設計格付(順位)が1位から100位以内の一級建築士事務所であること (格付確認日を記載)				
公共施設整備プロセスの 理解、 庁舎建築(行政窓口 機能、議会機能)の設 計能力	8	国内の行政事務所庁舎の設計業務に主体的に携わった経験を有する管理技術者を配置すること。(延床面積8,000㎡以上)				
	9	国内の行政事務所庁舎の設計業務に主体的に携わった経験を有する建築総合主任技術者を配置すること。(延床面積8,000㎡以上)				
多目的ホールの 設計能力 (音響設計、 舞台機構の知見)	10	舞台やホールを有する集会施設の設計業務に主体的に携わった経験を有するホール主任技術者を配置すること。(客席数500席以上)				
広場空間の設計能力 (ランドスケープ、緑地 空間の知見)	11	RLA(登録ランドスケープアーキテクト)、RCCM(造園)、技術士(造園部門)、一級建築士のいずれかの資格を有し、建物と一体となった広場整備、ランドスケープの計画・設計に主体的に携わった経験を有するランドスケープ主任技術者を配置すること。				
免震構造建物 の設計能力	12	免震構造の新築・改築の設計業務に主体的に携わった経験を有する管理技術者又は建築総合主任技術者を配置すること。 (延床面積8,000㎡以上)				
	13	免震構造の新築・改築の設計業務に主体的に携わった経験を有する構造主任技術者を配置すること。 (延床面積8,000㎡以上)				

: 必要 : 不要  
: いずれかの所属に必要